

第 171 回
厚木市都市計画審議会

議 案 書

令和 6 年 8 月 6 日

～目 次～

議案第1号 厚木都市計画緑地の変更（厚木市決定）

議案書	1
計画書	3
理由書	4
新旧対照表	5
都市計画を定める土地の区域	6

議案第2号 厚木都市計画土地区画整理事業の変更（厚木市決定）

議案書	7
計画書	9
理由書	10
新旧対照表	11
都市計画を定める土地の区域	14

議案第3号 厚木都市計画地区計画の変更（厚木市決定）

議案書	15
計画書	17
理由書	21
新旧対照表	22
都市計画を定める土地の区域	31

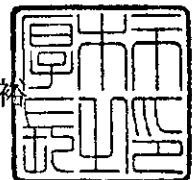
議 案 第 1 号

厚木都市計画緑地の変更について（厚木市決定）

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり変更したいので、貴審議会の議決を求めます。

令和6年8月6日提出

厚木市長 山口 貴 裕



厚木都市計画緑地の変更（厚木市決定）

都市計画緑地中 4 号下古沢緑地を次のように変更する。

名称		位 置	面 積	備 考
番号	緑地名			
4	下古沢緑地	厚木市下古沢字宮奥、字松葉、字松ノ尾、字亀の尾、字桃久保、字亀居、字梅見里、字紅葉山、字丸山、字桜見、字細田及び字長尾並びに上古沢字御子ヶ谷及び字細田並びに愛名字後谷地内	約 25.4ha	保全緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

4号下古沢緑地は、「厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、計画的な市街地整備が行われている森の里東地区に配置するものとされています。

今回、森の里東地区における組合施行の土地区画整理事業の進捗により、区域の境界が明らかになったことから、本地区における残存樹林地について、その維持・保全を図るため、本案のとおり4号下古沢緑地の区域を変更するものです。

新旧対照表

新旧	名称		位 置	面 積	備 考
	番号	緑地名			
新	4	下古沢緑地	厚木市下古沢字宮奥、字松葉、字松ノ尾、字亀の尾、字桃久保、字亀居、字梅見里、字紅葉山、字丸山、字桜見、字細田及び字長尾並びに上古沢字御子ヶ谷及び字細田並びに愛名字後谷地内	<u>約 25.4ha</u>	保全緑地
旧	4	下古沢緑地	厚木市下古沢字宮奥、字松葉、字松ノ尾、字亀の尾、字桃久保、字亀居、字梅見里、字紅葉山、字丸山、字桜見、字細田及び字長尾並びに上古沢字御子ヶ谷及び字細田並びに愛名字後谷地内	<u>約 25.7ha</u>	保全緑地

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

厚木市下古沢字松葉、字松ノ尾、字桃久保、字亀居、字梅見里、字紅葉山、字丸山及び字細田並びに上古沢字御子ヶ谷及び字細田地内

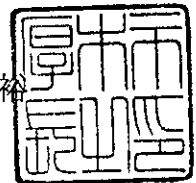
議 案 第 2 号

厚木都市計画土地区画整理事業の変更について（厚木市決定）

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり変更したいので、貴審議会の議決を求めます。

令和6年8月6日提出

厚木市長 山口 貴 裕



厚木都市計画土地区画整理事業の変更(厚木市決定)

都市計画厚木市森の里東土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		厚木市森の里東土地区画整理事業		
面 積		約 68.0ha		
公共施設の配置	道 路	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・5・9号下古沢森の里青山線	
		幹線街路	3・5・10号森の里下古沢線	
		土地利用計画を考慮し、幅員9.5mの区画街路を適正に配置する。		
	公 園 及 び 緑 地	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		緑地	1号愛名緑地	
		緑地	4号下古沢緑地	
		残存する樹林地については、これを緑地として保全する。		
	その他の公共施設	都市・産業活動を支える上下水道や調整池等の供給処理施設を計画的に整備するとともに、地区に隣接する市街化調整区域における営農活動に資する利水に配慮するものとする。		
	宅 地 の 整 備		周辺の集落環境や良好な自然環境との調和を図りながら、良好な研究開発施設用地及び工業系産業用地を配置する。	

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は、新たな工業地としての市街地整備を行うため、平成26年に市街化区域への編入と合わせ、厚木市森の里東土地区画整理事業の都市計画の決定を行い、現在、土地区画整理組合により事業が進められているところです。

今回、本土地区画整理事業の施行区域界の一部について境界確定を行ったことに伴い、本案のとおり変更するものです。

厚木都市計画土地区画整理事業の変更
(厚木市森の里東土地区画整理事業)

新旧対照表

(新)

厚木都市計画土地地区画整理事業の変更(厚木市決定)

都市計画厚木市森の里東土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		厚木市森の里東土地地区画整理事業		
面 積		約 68.0ha		
公共施設の配置	道 路	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・5・9号下古沢森の里青山線	
		幹線街路	3・5・10号森の里下古沢線	
		土地利用計画を考慮し、幅員9.5mの区画街路を適正に配置する。		
	公 園 及 び 緑 地	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		緑地	1号愛名緑地	
		緑地	4号下古沢緑地	
		残存する樹林地については、これを緑地として保全する。		
	その他の公共施設	都市・産業活動を支える上下水道や調整池等の供給処理施設を計画的に整備するとともに、地区に隣接する市街化調整区域における営農活動に資する利水に配慮するものとする。		
	宅 地 の 整 備		周辺の集落環境や良好な自然環境との調和を図りながら、良好な研究開発施設用地及び工業系産業用地を配置する。	

「施行区域は、計画図表示のとおり」

(旧)

厚木都市計画土地地区画整理事業の決定(厚木市決定)

都市計画厚木市森の里東土地地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		厚木市森の里東土地地区画整理事業		
面 積		約 68.0ha		
公共施設の配置	道 路	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・5・9号下古沢森の里青山線	
		幹線街路	3・5・10号森の里下古沢線	
		土地利用計画を考慮し、幅員9.5mの区画街路を適正に配置する。		
	公 園 及 び 緑 地	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		緑地	1号愛名緑地	
		緑地	4号下古沢緑地	
		残存する樹林地については、これを緑地として保全する。		
	その他の公共施設	都市・産業活動を支える上下水道や調整池等の供給処理施設を計画的に整備するとともに、地区に隣接する市街化調整区域における営農活動に資する利水に配慮するものとする。		
	宅 地 の 整 備		周辺の集落環境や良好な自然環境との調和を図りながら、良好な研究開発施設用地及び工業系産業用地を配置する。	

「施行区域は、計画図表示のとおり」

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

厚木市上古沢字御子ヶ谷地内

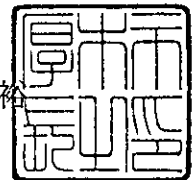
議 案 第 3 号

厚木都市計画地区計画の変更について（厚木市決定）

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり変更したいので、貴審議会の議決を求めます。

令和6年8月6日提出

厚木市長 山口 貴 裕



厚木都市計画地区計画の変更(厚木市決定)

都市計画森の里東地区地区計画を次のように変更する。

名 称		森の里東地区地区計画
位 置		厚木市下古沢、上古沢及び愛名地内
面 積		約 69.4ha
地区計画の 目 標		本地区は、小田急小田原線本厚木駅の西方約4kmに位置し、都市計画道路 3・3・5号厚木環状3号線が地区東側に配置されており、厚木市都市マスタープランにおいて、業務核都市・業務施設集積地区として、森の里の既存の研究開発機能を補完する研究開発機能や研究交流・支援機能等の導入により新たな土地利用の展開を図ることとしている。また、組合施行による土地区画整理事業により基盤整備と産業集積が図られる地区である。 このため、本地区計画は周辺の良い市街地や集落、自然環境との調和を図る計画的な土地利用を誘導するとともに、良好な研究開発地及び工業系産業地を主体とする産業系市街地の形成と操業環境の維持、保全を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺の良い市街地や集落、自然環境との調和に配慮し、良好な樹林地としての緑地の保全を図りながら、業務核都市・業務施設集積地区としてふさわしい、研究開発施設及び工業系産業施設としての土地利用の実現に向け、地区を3つに区分し、次の方針により適正な土地利用の誘導を図る。 1 製造関連施設地区 区画道路の沿道に主に製造業の工場等の立地を促進する。 2 研究開発・製造関連施設地区 都市計画道路 3・5・9号下古沢森の里青山線及び 3・5・10号森の里下古沢線の沿道には、隣接する森の里地区に立地する研究開発機能を補完する研究開発施設や製造業の工場等の立地を促進する。 3 流通業務施設地区 都市計画道路 3・3・5号厚木環状3号線及び都市計画道路 3・5・9号下古沢森の里青山線の沿道には、主に流通関連施設の立地を促進する。
	地区施設の整備の方針	地区内の重要な樹林地の周囲に緩衝帯としての緑地を適宜配置し、適切な維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然環境と調和した研究開発地及び工業系産業地としてふさわしい良好な街区環境の形成を図るため、土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限について、地区の区分に応じて必要な基準を定める。
	緑化の方針	周辺の自然環境と調和した緑豊かな潤いのある良好な研究開発地及び工業系産業地を確保するため、敷地内の積極的な緑化の推進を図る。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地	1号緑地	約	15,100 m ²				
			2号緑地	約	600 m ²				
			3号緑地	約	1,700 m ²				
			4号緑地	約	22,800 m ²				
			5号緑地	約	1,000 m ²				
			6号緑地	約	1,600 m ²				
			7号緑地	約	30,400 m ²				
			8号緑地	約	200 m ²				
			9号緑地	約	1,300 m ²				
			10号緑地	約	3,800 m ²				
			11号緑地	約	1,400 m ²				
			12号緑地	約	6,900 m ²				
			13号緑地	約	1,000 m ²				
			14号緑地	約	3,000 m ²				
			15号緑地	約	4,000 m ²				
			総面積	約	94,800 m ²				
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	製造関連施設地区	研究開発・製造関連施設地区		流通業務施設地区		
面積			約 9.9ha	約 13.4ha		約 20.6ha			
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。							
		(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿	(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿（研究開発・製造関連施設地区区域内で業務を営むものが従業員のために隣接する敷地に設置する施設を除く。）	(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿					
		(二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの	(二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの	(二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの					
		(三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの	(三) ホテル、旅館、簡易宿所その他これらに類するもの（研究開発・製造関連施設地区区域内で業務を営むものが従業員のために隣接する敷地に設置する宿泊研修施設を除く。）	(三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの					
		(四) カラオケボックスその他これに類するもの		(四) カラオケボックスその他これに類するもの					
		(五) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		(五) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの					
		(六) 図書館、博物館その他これらに類するもの	(四) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他こ	(六) 図書館、博物館その他これらに類するもの					
(七) 神社、寺院、教会			(七) 神社、寺院、教会						

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	その他これらに類するもの (八) 公衆浴場 (九) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。) (十) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十一) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十二) 自動車教習所 (十三) 畜舎(15 m²を超えるもの) (十四) 建築基準法別表第二(る)項第一号に掲げる建築物	れらに類するもの (五) カラオケボックス その他これに類するもの (六) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (七) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これらに類するもの (八) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (九) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの (十) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5 m²以下である客席を設けて営むもの (十一) 学校(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。) (十二) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (十三) 病院 (十四) 公衆浴場 (十五) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。)	その他これらに類するもの (八) 公衆浴場 (九) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。) (十) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十一) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十二) 自動車教習所 (十三) 畜舎(15 m²を超えるもの) (十四) 建築基準法別表第二(る)項第一号に掲げる建築物
--------	------------	------------	--	---	--

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(十六) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十七) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十八) 自動車教習所 (十九) 畜舎（15 m²を超えるもの）	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁や屋根の色彩は、日本工業規格 Z 8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値（マンセル値）において、厚木市景観計画に定める景観形成基準のうち、市街化調整区域の色彩基準に掲げる範囲とする。ただし、木材、土壁、漆喰、石材等の自然素材又は瓦、レンガ、タイル、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。 2 屋外広告物は、景観と調和するよう、位置、大きさ、色彩、装飾等に配慮したものとする。	
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは、35mを超えてはならない。	
		垣又は柵の構造の制限	生け垣又は透視可能なフェンス以外は、設置してはならない。 ただし、門柱・門扉、地盤面からの高さが 0.6m以下の部分又は他の法令等に定めがある場合については、この限りではない。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由 書

森の里東地区は、小田急小田原線本厚木駅から西に約4kmに位置し、「厚木市都市計画マスタープラン（令和3年3月）」において、隣接する森の里地区の既存の研究開発機能を補完するとともに、良好な研究開発地及び工業系産業地を主体とする森の里拠点を形成することとしています。

本地区は、平成26年11月に市街化区域に編入されたことに伴い、本地区地区計画を決定し、区域の整備・開発及び保全の方針と地区施設である緑地の配置及び規模について決めました。

また、平成27年12月及び令和元年5月には、土地区画整理事業の進捗により、建築物等に関する事項の地区整備計画を段階的に定めています。

今回、土地区画整理事業の進捗により、地区内に存する4号下古沢緑地の区域境界が明らかになったことから、この区域境界の変更に合わせて地区整備計画の区域の境界を変更するとともに、地区施設である緑地の配置及び規模を再編するため、本案のとおり変更するものです。

厚木都市計画地区計画の変更

(森の里東地区地区計画)

新旧対照表

(新)

厚木都市計画地区計画の変更(厚木市決定)

都市計画森の里東地区地区計画を次のように変更する。

名 称		森の里東地区地区計画
位 置		厚木市下古沢、上古沢及び愛名地内
面 積		約 69.4ha
地区計画の 目 標		本地区は、小田急小田原線本厚木駅の西方約4kmに位置し、都市計画道路 3・3・5号厚木環状3号線が地区東側に配置されており、厚木市都市マスタープランにおいて、業務核都市・業務施設集積地区として、森の里の既存の研究開発機能を補完する研究開発機能や研究交流・支援機能等の導入により新たな土地利用の展開を図ることとしている。また、組合施行による土地区画整理事業により基盤整備と産業集積が図られる地区である。 このため、本地区計画は周辺の良い市街地や集落、自然環境との調和を図る計画的な土地利用を誘導するとともに、良好な研究開発地及び工業系産業地を主体とする産業系市街地の形成と操業環境の維持、保全を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺の良い市街地や集落、自然環境との調和に配慮し、良好な樹林地としての緑地の保全を図りながら、業務核都市・業務施設集積地区としてふさわしい、研究開発施設及び工業系産業施設としての土地利用の実現に向け、地区を3つに区分し、次の方針により適正な土地利用の誘導を図る。 1 製造関連施設地区 区画道路の沿道に主に製造業の工場等の立地を促進する。 2 研究開発・製造関連施設地区 都市計画道路 3・5・9号下古沢森の里青山線及び3・5・10号森の里下古沢線の沿道には、隣接する森の里地区に立地する研究開発機能を補完する研究開発施設や製造業の工場等の立地を促進する。 3 流通業務施設地区 都市計画道路 3・3・5号厚木環状3号線及び都市計画道路 3・5・9号下古沢森の里青山線の沿道には、主に流通関連施設の立地を促進する。
	地区施設の整備の方針	地区内の重要な樹林地の周囲に緩衝帯としての緑地を適宜配置し、適切な維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然環境と調和した研究開発地及び工業系産業地としてふさわしい良好な街区環境の形成を図るため、土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限について、地区の区分に応じて必要な基準を定める。
	緑化の方針	周辺の自然環境と調和した緑豊かな潤いのある良好な研究開発地及び工業系産業地を確保するため、敷地内の積極的な緑化の推進を図る。

厚木都市計画地区計画の変更(厚木市決定)

都市計画森の里東地区地区計画を次のように変更する。

名 称		森の里東地区地区計画
位 置		厚木市下古沢、上古沢及び愛名地内
面 積		約 69.4ha
地区計画の 目 標		本地区は、小田急小田原線本厚木駅の西方約4kmに位置し、都市計画道路 3・3・5号厚木環状3号線が地区東側に配置されており、厚木市都市マスタープランにおいて、業務核都市・業務施設集積地区として、森の里の既存の研究開発機能を補完する研究開発機能や研究交流・支援機能等の導入により新たな土地利用の展開を図ることとしている。また、組合施行による土地区画整理事業により基盤整備と産業集積が図られる地区である。 このため、本地区計画は周辺の良い市街地や集落、自然環境との調和を図る計画的な土地利用を誘導するとともに、良好な研究開発地及び工業系産業地を主体とする産業系市街地の形成と操業環境の維持、保全を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺の良い市街地や集落、自然環境との調和に配慮し、良好な樹林地としての緑地の保全を図りながら、業務核都市・業務施設集積地区としてふさわしい、研究開発施設及び工業系産業施設としての土地利用の実現に向け、地区を3つに区分し、次の方針により適正な土地利用の誘導を図る。 1 製造関連施設地区 区画道路の沿道に主に製造業の工場等の立地を促進する。 2 研究開発・製造関連施設地区 都市計画道路 3・5・9号下古沢森の里青山線及び 3・5・10号森の里下古沢線の沿道には、隣接する森の里地区に立地する研究開発機能を補完する研究開発施設や製造業の工場等の立地を促進する。 3 流通業務施設地区 都市計画道路 3・3・5号厚木環状3号線及び都市計画道路 3・5・9号下古沢森の里青山線の沿道には、主に流通関連施設の立地を促進する。
	地区施設の整備の方針	地区内の重要な樹林地の周囲に緩衝帯としての緑地を適宜配置し、適切な維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然環境と調和した研究開発地及び工業系産業地としてふさわしい良好な街区環境の形成を図るため、土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限について、地区の区分に応じて必要な基準を定める。
	緑化の方針	周辺の自然環境と調和した緑豊かな潤いのある良好な研究開発地及び工業系産業地を確保するため、敷地内の積極的な緑化の推進を図る。

(新)

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地	1号緑地	約	15,100 m ²			
			2号緑地	約	600 m ²			
			3号緑地	約	1,700 m ²			
			4号緑地	約	22,800 m ²			
			5号緑地	約	1,000 m ²			
			6号緑地	約	1,600 m ²			
			7号緑地	約	30,400 m ²			
			8号緑地	約	200 m ²			
			9号緑地	約	1,300 m ²			
			10号緑地	約	3,800 m ²			
			11号緑地	約	1,400 m ²			
			12号緑地	約	6,900 m ²			
			13号緑地	約	1,000 m ²			
			14号緑地	約	3,000 m ²			
			15号緑地	約	4,000 m ²			
			総面積	約	94,800 m ²			
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	製造関連施設地区	研究開発・製造関連施設地区	流通業務施設地区		
面積			約 9.9ha	約 13.4ha	約 20.6ha			
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。						
		(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 (二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの (三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの (四) カラオケボックスその他これに類するもの (五) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (六) 図書館、博物館その他これらに類するもの (七) 神社、寺院、教会	(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿（研究開発・製造関連施設地区区域内で業務を営むものが従業員のために隣接する敷地に設置する施設を除く。） (二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの (三) ホテル、旅館、簡易宿所その他これらに類するもの（研究開発・製造関連施設地区区域内で業務を営むものが従業員のために隣接する敷地に設置する宿泊研修施設を除く。） (四) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他こ	(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 (二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの (三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの (四) カラオケボックスその他これに類するもの (五) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (六) 図書館、博物館その他これらに類するもの (七) 神社、寺院、教会				

地区施設の配置及び規模	緑地	1号緑地	約	41,200 m ²
		2号緑地	約	100 m ²
		3号緑地	約	500 m ²
		4号緑地	約	28,300 m ²
		5号緑地	約	400 m ²
		6号緑地	約	100 m ²
		7号緑地	約	1,400 m ²
		8号緑地	約	5,600 m ²
		9号緑地	約	1,100 m ²
		10号緑地	約	4,100 m ²
		11号緑地	約	300 m ²
		12号緑地	約	2,400 m ²
総面積		約	85,500 m ²	

地区整備計画	地区の区分	名称	製造関連施設地区	研究開発・製造関連施設地区	流通業務施設地区	
		面積	約 9.8ha	約 13.4ha	約 20.4ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。			
			(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿	(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿（研究開発・製造関連施設地区区域内で業務を営むものが従業員のために隣接する敷地に設置する施設を除く。）	(一) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿	
			(二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの	(二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの	(二) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500 m ² を超えるもの	
			(三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの	(三) ホテル、旅館、簡易宿所その他これらに類するもの（研究開発・製造関連施設地区区域内で業務を営むものが従業員のために隣接する敷地に設置する宿泊研修施設を除く。）	(三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの	
			(四) カラオケボックスその他これに類するもの	(四) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他こ	(四) カラオケボックスその他これに類するもの	
			(五) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	(五) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	(五) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	
			(六) 図書館、博物館その他これらに類するもの	(六) 図書館、博物館その他これらに類するもの	(六) 図書館、博物館その他これらに類するもの	
			(七) 神社、寺院、教会	(七) 神社、寺院、教会	(七) 神社、寺院、教会	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	その他これらに類するもの (八) 公衆浴場 (九) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。) (十) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十一) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十二) 自動車教習所 (十三) 畜舎(15 m²を超えるもの) (十四) 建築基準法別表第二(る)項第一号に掲げる建築物	れらに類するもの (五) カラオケボックス その他これに類するもの (六) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (七) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これらに類するもの (八) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (九) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの (十) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5 m²以下である客席を設けて営むもの (十一) 学校(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。) (十二) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (十三) 病院 (十四) 公衆浴場 (十五) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。)	その他これらに類するもの (八) 公衆浴場 (九) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。) (十) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十一) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十二) 自動車教習所 (十三) 畜舎(15 m²を超えるもの) (十四) 建築基準法別表第二(る)項第一号に掲げる建築物
--------	------------	------------	--	---	--

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	その他これらに類するもの (八) 公衆浴場 (九) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。) (十) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十一) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十二) 自動車教習所 (十三) 畜舎(15 m²を超えるもの) (十四) 建築基準法別表第二(る)項第一号に掲げる建築物	れらに類するもの (五) カラオケボックス その他これに類するもの (六) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (七) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これらに類するもの (八) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (九) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの (十) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5 m²以下である客席を設けて営むもの (十一) 学校(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。) (十二) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (十三) 病院 (十四) 公衆浴場 (十五) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。)	その他これらに類するもの (八) 公衆浴場 (九) 診療所、保育所その他これらに類するもの(当該地区計画区域内で就業する従業員のための施設を除く。) (十) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十一) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十二) 自動車教習所 (十三) 畜舎(15 m²を超えるもの) (十四) 建築基準法別表第二(る)項第一号に掲げる建築物
--------	------------	------------	--	---	--

(新)

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(十六) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十七) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十八) 自動車教習所 (十九) 畜舎 (15 m ² を超えるもの)	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁や屋根の色彩は、日本工業規格 Z 8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値（マンセル値）において、厚木市景観計画に定める景観形成基準のうち、市街化調整区域の色彩基準に掲げる範囲とする。ただし、木材、土壁、漆喰、石材等の自然素材又は瓦、レンガ、タイル、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。 2 屋外広告物は、景観と調和するよう、位置、大きさ、色彩、装飾等に配慮したものとする。	
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは、35mを超えてはならない。	
		垣又は柵の構造の制限	生け垣又は透視可能なフェンス以外は、設置してはならない。 ただし、門柱・門扉、地盤面からの高さが 0.6m以下の部分又は他の法令等に定めがある場合については、この限りではない。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(十六) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (十七) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (十八) 自動車教習所 (十九) 畜舎 (15 m²を超えるもの)	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁や屋根の色彩は、日本工業規格 Z 8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値（マンセル値）において、厚木市景観計画に定める景観形成基準のうち、市街化調整区域の色彩基準に掲げる範囲とする。ただし、木材、土壁、漆喰、石材等の自然素材又は瓦、レンガ、タイル、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。 2 屋外広告物は、景観と調和するよう、位置、大きさ、色彩、装飾等に配慮したものとする。	
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは、35mを超えてはならない。	
		垣又は柵の構造の制限	生け垣又は透視可能なフェンス以外は、設置してはならない。 ただし、門柱・門扉、地盤面からの高さが 0.6m以下の部分又は他の法令等に定めがある場合については、この限りではない。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

なし

2 廃止する部分

なし

3 変更する部分

厚木市下古沢字宮奥、字松葉、字松ノ尾、字亀の尾、字桃久保、字亀居、字梅見里、字紅葉山、字丸山、字桜見、字細田及び字長尾並びに上古沢字御子ヶ谷及び字細田並びに愛名字後谷地内